

平成28年度事業報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

I. 組織関係

会員数(平成28年12月31日現在)

平成28年度会員数 533社、加入率 49.3%(管内法人数 1,081社)前年比△0.8%

平成27年度会員数 542社、加入率 50.1%(管内法人数 1,081社)

※全道会員数 (H28)33,233社、加入率 30.2%(道内法人数 109,953社)前年比△0.3%
(H27)33,556社、加入率 30.5%(道内法人数 110,067社)

II. 表彰関係

全法連功労者表彰 理事 菅原 清一郎 氏(朝日支部)【単位会役員功労者表彰】
道法連功者労表彰 会長 坂本 和彦 氏(名寄支部)【単位会役員功労者表彰】
道法連功者労表彰 理事 卯城 規伊 氏(剣淵支部)【単位会役員功労者表彰】
道法連功者労表彰 理事 広富 大記雄 氏(剣淵支部)【単位会役員功労者表彰】
札幌国税局長表彰 理事 吉田 素子 氏(女性部会)

III. 事業・大会・会議等の実施参加

(1) 税知識の普及を目的とする事業【公1】

①税務研修会

・会員をはじめ企業や市民に、税への理解を深め正しい税知識を身につけてもらうことを目的に実施。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
4/15	名寄市	8名(0)	「税制改正について」 講師：鈴木安一 氏	風連
5/17	和寒町	18名(0)	「消費税軽減税率の概要について」 講師：大野 悟 氏	和寒
17	下川町	17名(0)	「マイナンバー制度について」 講師：大野 悟 氏	下川
18	士別市	12名(0)	「消費税軽減税率の概要について」 講師：大野 悟 氏	朝日
25	名寄市	7名(0)	「消費税の軽減税率制度について」 講師：荒 格夫 氏	青年
27	剣淵町	12名(0)	「消費税軽減税率の概要について」 講師：大野 悟 氏	剣淵
31	中川町	12名(0)	「消費税軽減税率の概要について」 講師：大野 悟 氏	中川
6/ 9	士別市	15名(2)	「消費税導入に伴う実務処理のポイント」 講師：星 叡 氏	士別
14	美深町	18名(6)	「消費税軽減税率の概要について」 講師：大野 悟 氏	美深
21	士別市	9名(0)	「消費税の軽減税率制度について」 講師：荒 格夫 氏	女性
22	名寄市	60名(14)	「消費税の軽減税率制度について」 講師：荒 格夫 氏	本会・名寄
11/17	士別市	21名(2)	「えっ、わたしが納税者」 講師：千葉晴紀 氏	士別

18	名寄市	21名(8)	「税務の仕事に携って」 講師：千葉晴紀 氏	女性
22	名寄市	32名(19)	「税の徴収について」 講師：千葉晴紀 氏	本会
29	士別市	23名(2)	「マイナンバー民間事業者の対応」 講師：佐々木正春 氏	士別
3/27	名寄市	20名(7)	税務署長講話 講師：千葉晴紀 氏	本会

②租税教育事業

- ・小中学生を対象に、税の仕組み等を理解してもらうために実施。
(税に関する本、グッズ等も併せて配布)

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
8/ 9	美深町	3名	美深町児童館「租税教室(20名)」 講師：吉田素子 氏	女性
1/26	名寄市	3名	名寄西小学校「租税教室(53名)」 講師：喜多美仁 氏	青年

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業【公1】

①税の広報活動

- ・ラジオCM(税を考える週間)や税のパンフレットなどを配布し市民へ税情報を発信。

日時	場所	内 容	支部・部会
8/30	中川町	税の啓発パンフレット等の配布	中川
9/10	名寄市	税の啓発パンフレット等の配布	風連
10/11	剣淵町	税の啓発パンフレット等の配布	剣淵
12	士別市	税の啓発広告	士別
11/15	下川町	税を考える週間絵画展	下川
1~3	名寄市	税を考える週間ラジオCM(税情報発信)	本会
2/16	士別市	確定申告啓発広告	士別

②税に関する絵はがきコンクール

- ・小学生高学年を対象に、税に関する絵はがきコンクールを募集。

日時	場所	内 容	支部・部会
7/中	名寄市	名寄市内小学校10校へ673枚配布(応募数29枚)	女性

③広報誌・ホームページによる税情報の発信

- ・ホームページや啓発用小冊子などを配布し会員をはじめ企業や市民へ税情報を周知。

日時	場所	内 容	支部・部会
11/25	名寄市	年末調整のしかた	本会
随時	全域	税のしるべ、税の小冊子、HP掲載	本会・8支部

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業【公1・他1】

①税制改正に関する提言及び要望活動への参加

- ・税制に関する意見要望を、全法連・道法連へ上申する。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/29	函館市	9名	第53回函館大会	本会・3支部

②全国法人会青年の集いへの参加・支援

- ・青年経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/ 9	旭川市	10名	第30回北海道大会	青年

③北海道法人会女性部会全道大会への参加

- ・女性経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
10/14	小樽市	10名	第17回小樽大会	女性

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業【公2】

①経済、経営、環境、健康問題等に関する研修会

- ・会員をはじめ企業や市民を対象に、経済・経営などをテーマとした講演会等を開催。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
9/02	士別市	18名(5)	落語で学ぶ相続・事承継セミナー 「もしもの時ではもう遅い」 講師：木崎海洋 氏	士別
11/08	士別市	18名(5)	経理の基本と実務セミナー 「簿記はすべての職種に必要な知識」 講師：石川和男 氏	士別
11/18	名寄市	21名(8)	経営セミナー 「ワホ! イントでイメージアップ “素敵” の作り方」 講師：児玉美紀 氏	女性
12/ 9	士別市	16名(2)	売掛金回収セミナー 「売掛金回収プロの極意」 講師：森 真一 氏	士別
1/23	名寄市	160名(137)	新春特別講演会 「日本人の知らない中国の現実」 講師：富坂 聰 氏	名寄・2部会
2/23	士別市	107名(27)	新春講演会 「報道現場から見た日本経済の実像 ～地方から日本を変える～」 講師：平井文夫 氏	士別

(5) 会員の交流に資するための事業【他1】

①支部、部会交流会

- ・支部、部会の行事を通じて会員相互の情報交換と交流を目的として実施。

日時	場所	参加	内 容	備考
6/21	士別市	9名	視察体験研修会	女性
28	美深町	21名	パークゴルフ大会	美深
28	士別市	19名	ゴルフ大会	士別
8/22	名寄市	8名	会員交流会	青年
9/15	士別市	14名	パークゴルフ大会	士別
10	名寄市	7名	パークゴルフ大会	風連
11	名寄市	11名	ゴルフ大会	中川
11	剣淵町	2名	合同パークゴルフ大会	剣淵
10/1	札幌市	17名	研修会	和寒
1/27	美深町	16名	新年会	美深

(6) 会員の福利厚生等に資する事業【他1】

①大同生命・AIU・アフラック・三井住友海上

- ・会員企業の福利厚生制度の充実と安定化のために制度の案内・周知を図る。

日時	場所	参加	内 容	備考
5/25	名寄市	7名	各種保障制度説明	青年
6/22	名寄市	46名	各種保障制度説明	本会
1/25	名寄市	20名	各種保障制度説明	本会

(7) その他本会目的を達成するために必要な事業【他1・管理】

①新規会員の加入促進

- ・会組織強化を目的に、公益事業を支える会員間の仲間づくりや事業参加の増加に繋げる。

②諸会議の開催等

- ・会組織の充実を図るために、本会・支部・部会で諸会議を開催するとともに、道法連等で開催する会議へ参加し情報交換や交流を深め連携を図る。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
4/14	士別市	7名	幹事会	士別
21	士別市	5名	役員会	青年
15	名寄市	5名	役員会	風連
15	名寄市	8名	平成28年度事業報告会	風連
26	札幌市	1名	青連協正副部会長会議	青年
26	和寒町	5名	役員会	和寒
5/11	士別市	12名	理事会	士別
11	士別市	2名	監事会	士別
12	札幌市	1名	道法連理事会	本会
17	和寒町	18名	平成28年度事業報告会	和寒
17	中川町	5名	役員会	中川
17	下川町	17名	平成28年度事業報告会	下川
18	士別市	12名	平成28年度事業報告会	朝日
23	美深町	10名	役員会	美深
23	士別市	39名	平成28年度事業報告会	士別
24	札幌市	1名	女連協定時総会	女性
25	名寄市	7名	平成28年度事業報告会	青年
27	剣淵町	12名	平成28年度事業報告会	剣淵
31	中川町	12名	平成28年度事業報告会	中川
6/6	名寄市	12名	第1回役員会	名寄
8	名寄市	21名	第1回理事会	本会
10	札幌市	1名	青連協定時総会・正副部会長会議	青年
14	美深町	18名	平成28年度事業報告会	美深
13	士別市	6名	幹事会	士別
21	士別市	9名	平成28年度事業報告会	女性
22	名寄市	46名	平成28年度定時総会	本会
22	名寄市	23名	平成28年度事業報告会（本会合同）	名寄
28	札幌市	1名	青連協正副部会長会議	青年
29	札幌市	1名	道法連事業研修委員会	本会
8/23	旭川市	2名	青連協全道部会長会議	青年
9/16	札幌市	1名	女連協部会長会議	女性

10/ 5	札幌市	1名	道法連広報委員会	本会
18	士別市	6名	幹事会	士別
11/22	名寄市	29名	税務協力団体合同会議	本会
24	名寄市	1名	租税教室講師養成研修会	青年
28	旭川市	1名	青連協道北ブロック地区会	青年
12/ 1	札幌市	1名	道法連理事会・叙勲祝賀会	本会
14	札幌市	1名	法人会事務局連絡会議	本会
1/25	名寄市	20名	第2回理事会	本会
1/12	士別市	8名	青年部会会議	青年
2/ 7	札幌市	1名	青連協正副会長会議	青年
21	札幌市	1名	道法連事業研修委員会	本会
24	和寒町	3名	正副会長会議	和寒
3/13	名寄市	3名	青年部会役員会	青年
16	札幌市	1名	青連協正副部会長会議	青年
21	札幌市	1名	道法連理事会	本会
23	名寄市	7名	第2回役員会	名寄
27	名寄市	16名	第3回理事会	本会

③税の意見交換会

・今後の税制のあり方について税務署・関係税務団体との意見交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
11/22	名寄市	13名	税務協力団体合同会議	本会

第53回北海道法人会全道大会函館大会

大会決議

わが国経済は、長引くデフレからの脱却に向け経済財政政策をはじめ日本で初めてのマイナス金利政策を導入したが、昨今の円高・株安傾向と相俟って、その政策効果は中小企業までには十分届いていない。

北海道においては、北海道新幹線の開業効果もあって国内外の観光客の増勢持続に加え、住宅建設にも明るさが見えはじめているものの、依然として回復しない個人消費や耐久消費財の伸び悩み、更には最低賃金の上昇に伴う雇用環境を懸念する中小企業も多く、道内景気の先行きに対する不透明感が増している。

地域経済の担い手である中小企業が持続的な事業を展開するには、自助努力はもとより、経営基盤の強化と競争力向上を推進する税制面における支援の拡充・強化が不可欠であり、実効性ある租税措置を講じる必要がある。

地域経済や雇用の大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小法人の軽減税率15%の更なる引き下げと適用所得金額の大幅な引き上げを求める。

また外形標準課税の対象範囲を中小企業へ新たに適用拡大することは、大企業と比べ相対的に人件費率の高い中小企業にとって地域雇用を阻害する要因になることから断固反対する。

消費税率引き上げの再延期にともない、軽減税率導入についても平成31年10月に延期した上で導入することになっているが、軽減税率の導入は事業者の事務負担が大きいことから、単一税率が望ましく導入には反対である。

一方、中小企業が相続税の負担などにより事業が継承できなくなれば我が国経済社会の根幹が揺らぐことになりかねず、事業承継税制の円滑化に資する一層の税制措置の拡充を求める。

公益法人としての法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、併せて、魅力ある地域創生の構築と社会貢献事業を推進するために、全力を傾注することを全道30法人会の総意として以上、決議する。

平成28年9月29日

第53回北海道法人会全道大会

平成29年度税制改正提言事項

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）の2倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「受益」と、その財源を借金ではなく税で賄う「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りしてきた財政規律の甘さである。それはとくに、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止めるには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年6月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められよう。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

2020年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから事実上達成できなくなった。この中間目標は昨年に追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

2020年度のPB黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、2020年度には5.5兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

来年度予算編成では概算要求基準（シーリング）で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第2次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てるべき前年度剰余金などが財源として予定されているのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続き、その残高がGDP比で約7割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税1%分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するなら給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度をめぐる「1票の格差」是正を目的に定数を「0増10減」とする改正が行われたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていない。近年、税金が含まれている政治資金にも不適切とされる支出が目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と云っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面において

さらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかかったとの見方が強くなってきた。日銀の「異次元緩和」に限界論が指摘され始めたうえ、依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになったと言える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率20%台」こそ実現したものの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の方針2016」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97%、平成30年度29.74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会的の実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。
基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」

のような手法を広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

＜税目別の具体的課題＞

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

国民がその所得に応じて負担する所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。なお、女性の社会進出に向けて「配偶者控除」のあり方について議論されているが、税制だけでなく社会保障制度の見直しなど多角的な視点から検討する必要がある。働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、慎重に検討すべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は全国ベースでほぼ下げ止まり、三大都市圏や地方中核都市では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告（eLTAx）との統一的な運用を検討すべきである。